

第 10 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成25年10月21日(月) 午前10時00分

場 所 津市美里庁舎 2階 会議室1

出席部会委員 1 池田 長義・2 太田 義政・3 森 恒利・5 青木 正司
6 赤塚 薫 ・7 伊藤 征一・9 大田 武士・10 奥山 勘五郎
13 丹羽 芳久・14 前田 紀男・15 杉谷 正美・16 田中 茂人
20 中川 文博・22 中林 長一・23 平井 秀次・43 後藤 勝
48 前川 正次

以上17名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平担当副主幹
芸濃：後藤副主幹 香良洲：東山主査

議事録署名者 3 森 恒利 ・ 16 田中 茂人

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理取消願いについて

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)

報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)

報告第8号 時効取得による所有権の移転について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）
- 議案第6号 非農地証明願について
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第10回第1農地部会を開催させていただきます。
 本日の欠席は、全員出席という事でございますので、よろしく願いいたします。
- それでは、議事録署名者を私の方からご指名をさせていただきます。
 3番 森 委員、16番 田中 委員、よろしく願いいたします。
 まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第8号
 まで、事務局から一括して報告をお願いいたします。
- 事 務 局 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
- 番号1から9で、件数は9件、合計面積16,720㎡、その内訳は、すべて田でございます。
- これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約したものであります。
- 続いて、2ページをお願いいたします。
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。
- これらにつきましては、相続の届出によるものでございまして、件数は3件、合計面積は20,404.58㎡で、その内訳は、田が16,812㎡、畑が3,592.58㎡でございます。
- いずれの案件もあっせん等の希望はございません。
- 3ページをお願いいたします。
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1は、駐車場用地、番号2は、貸し駐車場用地、番号3は、共同住宅用地、番号4は、駐車場用地、番号5は、共同住宅用地、番号6は、農業用倉庫用地。

番号7は、駐車場用地でございますが、この案件につきましては、9月17日に届け出を受理いたしました。その後、事業計画に変更が生じたとのことで、9月25日に取消願が提出されております。

番号8は、太陽光発電施設用地でございます。

以上件数は8件、合計面積は3,848㎡で、その内訳は、田が1,179㎡、畑が2,669㎡でございます。

4ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理取消願について、でございます。

先ほどの報告第3号、番号7にありました届出でございますが、9月25日に届出受理の取消願が提出されましたので、10月9日付けで取消しの通知をさせていただきます。取り消した面積は、畑で730㎡でございます。

次に5ページから6ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1は、保育園運動場用地、番号2は、駐車場用地、番号3は、店舗用地、番号4は、一般個人住宅用地、番号5は、駐車場用地、番号6は、一般個人住宅用地、番号7は、資材置場及び駐車場用地、番号8は、駐車場及び進入路用地、番号9は、建売分譲住宅用地、番号10は、駐車場用地でございます。

以上件数は10件、合計面積は7,839㎡で、その内訳は、田が2,303㎡、畑が5,536㎡でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1は、店舗用地、番号2は、駐車場用地でございます。

以上件数は2件で、合計面積は、畑で961㎡でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1は、集合住宅用地、番号2は、一般個人住宅用地でございます。

以上件数は2件で、合計面積は、畑で801㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第8号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1は、10年以上前の平成11年6月30日より、権利者である_____が、自己の所有であることを信じ平穩・公然に占有しており、取得時効が完成していると判断されるものであります。

番号2は、20年以上前の平成4年11月13日より、権利者である_____が、所有の意思をもって平穩・公然に占有しており、取得時効が完成していると判断されるものであります。

番号3は、番号2と同様に、20年以上前の平成4年11月13日より、権利者である_____が、所有の意思をもって平穩・公然に占有しており、取得時効が完成していると判断されるものであります。

以上件数は3件で、合計面積は、畑で1, 580㎡でございます。
報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

10ページから11ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 雲出、受け人 _____、面積49,574㎡、渡し人 _____、
面積1,189㎡、申請地 雲出本郷町磯古 _____、台帳地目・現況地目とも田、
面積392㎡ 外2筆で、合計面積1,189㎡です。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、
営農を拡大しようとするものです。

番号2、地区は表記上は黒田外となっておりますが、大里及び黒田になります。
受け人 _____、渡し人 _____、面積8,012㎡、申請地 大里山室町百石 _____、
台帳地目・現況地目とも田、面積3,119㎡ 外河芸町北黒田及び南黒田地内の9筆で、
合計面積8,012㎡。

これにつきましては、息子への生前部分贈与になります。

番号3、地区 上野、受け人 _____、面積20,348㎡、渡し人 _____、
面積1,689㎡、申請地 河芸町久知野里前 _____、台帳地目・現況地目とも田、
面積697㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため耕作が不便な渡人から申請地を譲り受け、
営農を拡大しようとするものです。

番号4、地区 上野、受け人 _____、面積7,767㎡、渡し人 _____
外1名、面積1,609㎡、申請地 河芸町上野酒屋垣内 _____、台帳地目・
現況地目とも田、面積178㎡ 外1筆で、合計面積263㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に申請地の譲渡を要望し、営農を拡大しようとするものです。

11ページをお願いいたします。

番号5、地区 棕本、受け人 _____、面積7,509㎡、渡し人 _____、
面積8,341.79㎡、申請地 芸濃町棕本巾 _____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積236㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農を縮小したい渡人から申請地を譲り受け、
営農を拡大しようとするものです。

番号6、地区 村主、受け人 _____、面積9,317㎡、渡し人 _____、
面積4,972㎡、申請地 安濃町今徳礪 _____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積222㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農を縮小したい渡人から申請地を譲り受け、
営農を拡大しようとするものです。

以上件数は6件で、合計面積は10,619㎡、その内訳は田8,585㎡、畑2,034㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番、雲出。

大田委員 9番 大田です。事務局の説明の通り、特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 2番、黒田。

丹羽委員 13番 丹羽です。生きている間に明確にしたいとの事で、長男に生前贈与するということですので、よろしくご承認をお願いします。

議 長 3番、4番、上野。一括してをお願いします。

前田委員 14番 前田です。事務局の説明どおり、特に問題はありません。

議 長 5番、椋本。

田中委員 16番 田中です。現場確認へ行ってまいりました。問題ございませんので、よろしくをお願いいたします。

議 長 6番、村主。

平井委員 23番 平井です。許可しても、特に問題はございませんので、よろしくをお願いします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。

次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、12ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 栗真、申請者 _____、申請地 栗真町屋町中新畑_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積770㎡です。

これにつきましては、申請地を、太陽光発電施設用地とするものです。農地

区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 椋本、申請者 _____、申請地 芸濃町椋本西町 _____、
台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積46㎡ 外1筆で、合計面積72㎡。

これにつきましては、申請地を墓地として昭和62年から利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 長野、申請者 _____、申請地 美里町平木中広尾 _____、
台帳地目・現況地目とも畑、面積1,235㎡の内342㎡です。

これにつきましては、申請地を、太陽光発電施設用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は3件、合計面積は1,184㎡で、その内訳は、田が46㎡、畑が1,138㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんからのご意見をお伺ひいたします。1番、栗真。

青木委員 5番 青木です。17日に北部の委員さんと現地確認しましたが、何ら問題はありませぬのでよろしくお願ひします。

議長 2番、椋本。

田中委員 16番 田中です。この案件でございますが、本堂の北側へ墓地用地を拡張したいという事でございます、問題ございませぬのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 3番、長野。

中川委員 20番 中川です。事務局の説明の通り、3枚の段々畑になっている、その1枚分に太陽光発電施設を作るという事で、何ら問題はないと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長 皆さんいかがでございませうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。

中林委員 22番 中林です。ただいま2番、椋本の墓地の件ですが、これは墓地の拡幅という意味ですか。

田中委員 16番 田中です。もう墓地も狭くなりました。

中林委員 22番 中林です。場所が狭くなって墓地の拡幅となると、墓地埋葬法に関

する法律がありますが、どうですか。墓地の拡張はどこでも、農業委員会の許可があれば出来るのか、出来ないのか。

議長 事務局どうですか。

事務局 この案件は、現在、墓地になっているものを始末書で追認をさせていただくというものです。申請者から始末書が提出されておりました、ここに写真も添付していただいております。この中で既に昭和62年7月5日から墓地となっているという事で提出されております。拡張の申請ではありません。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 藤水、受け人 _____、渡し人 亡き _____の死因贈与契約執行者 _____、申請地 藤方黒木 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積309㎡です。

これにつきましては、受人は、所有者の遺言に基づき死因贈与を受け、申請地を駐車場用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 椋本、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 芸濃町椋本中町 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積333㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 安濃、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 安濃町内多上河原 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積138㎡。

これにつきましては、受人は、平成23年2月から駐車場として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は3件、合計面積は780㎡で、その内訳は田333㎡、畑447㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。1番、藤水。

奥山委員	10番 奥山です。現地立会いもして、結構道も広いし、問題ないと思います。
議 長	2番、棕本。
田中委員	16番 田中です。現地確認に行ってみりました。近隣も住宅が建っております、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	3番、安濃。
中林委員	22番 中林です。ここは宅地の続きの土地で、敷地が狭いことから、既に駐車場用地として利用してしまっているものです。始末書も添付されておりますので、問題ないと思います。
議 長	はい。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いします。
事務局	14ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。 番号1、地区 安濃、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 安濃町安濃東谷_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積396㎡ 外2筆で、合計面積1,171㎡です。 これにつきましては、借り人、貸し人双方が、1年間の賃貸借契約を締結し、資材置場として利用しようとする申請であります。5年ほど前から借り人の資材置場として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。以上件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	それでは地元委員さんのご意見をお伺いいたします。
中林委員	22番 中林。ただいまの事務局の説明通りでございますので、よろしく許可のほどをお願いいたします。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。</p> <p>次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>15ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。</p> <p>番号1、地区 安東、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 納所町東浦_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積228㎡です。</p> <p>これにつきましては、借り人は、貸し人と30年間の使用貸借契約をし、申請地を一般個人用住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 安東、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 納所町西垣内_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積201㎡。</p> <p>これにつきましては、借り人は、貸し人と30年間の使用貸借契約をし、申請地を農家分家の一般個人用住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。</p> <p>番号3、地区 大里、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 大里窪田町中蔭_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積499㎡。</p> <p>これにつきましては、借り人は、貸し人と30年間の使用貸借契約をし、申請地を農家分家の一般個人用住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。</p> <p>番号4、地区 棕本、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 芸濃町棕本西町_____、台帳地目・現況地目とも田、面積333㎡。</p> <p>これにつきましては、借り人は、貸し人と期限を定めない使用貸借契約をし、申請地を駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号5、地区 明、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 芸濃町中縄藤廻井_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積221㎡。</p> <p>これにつきましては、借り人は、貸し人と期限を定めない使用貸借契約をし、申請地を一般個人用住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上件数は5件、合計面積は1,482㎡で、その内訳は田1,053㎡、畑429㎡でございます。</p> <p>いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。1番、安東。
太田委員	2番 太田です。1番、2番とも現地確認をお願いしました。そして、この_____さんと_____さんは親子関係で、嫁いだ娘が親元に帰って来るとい

う事で、大変喜ばしい事で、何ら問題はございませんので、よろしくお願いいいたします。

議 長 3番は私、大里でございます。今の話と一緒に、_____さんが母親で、_____さんは自分の娘でございます。分家住宅という事で、よろしくお願いいいたします。何ら問題はないと思います。4番、椋本。

田中委員 16番 田中です。駐車場用地として、住職の奥さんがお寺に貸すという事でございます。よろしくお願いいいたします。

議 長 5番、明。

杉谷委員 15番 杉谷です。これは親子関係で、県営住宅に住んでいる息子さんが、実家へ帰ってくるということでした。親が住んでいる傍の土地を買って、一般住宅を建てようとしたところ、その中の一部に農地が残っていたため、今回の申請となりました。何ら問題はないように思います。よろしくお願いいいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定をいたします。次に議案第6号 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。
議案第6号 非農地証明願について、でございます。
番号1、地区 雲出、願出者_____、申請地 雲出島貫町町中_____、
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積168㎡です。
これにつきましては、昭和47年月日不詳で建物の登記がされておりますことから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長 地元委員さんのご意見を伺います。1番、雲出。

大田委員 9番 大田です。今の事務局の説明通りで、15日に農業委員と事務局で現地確認に行きました。問題ないと思います。よろしくお願いいいたします。

議 長 それでは、地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第6号については、証明することに決定いたします。

次に別冊でお配りしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。

津地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転で43,298㎡、畑の賃貸借、使用貸借で4,706㎡、契約件数は20件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で36,160㎡、畑の使用貸借で198㎡、契約件数は14件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で58,668㎡、畑の賃貸借で4,701㎡、契約件数は17件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で42,271㎡、畑の使用貸借で1,036㎡、契約件数は15件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借で2,301㎡、契約件数は2件でございます。

香良洲地区につきましては、今回、集積はございません。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて182,698㎡、畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて10,641㎡で、合計契約件数は68件、合計面積は193,339㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区10件、河芸地区1件、安濃地区10件、芸濃地区12件でございます。合計で、契約件数が33件、面積は120,362㎡です。

なお、今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。皆さんの御意見はどうでございますでしょうか。よろしく申し上げます。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。異議なしという事でございますので、それでは、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

以上で第10回第1農地部会を終了いたします。

午前10時45分

上記は、第10回第1農地部会の議事を録したものである。

平成25年 10月21日

議 長

出席委員

出席委員